総合評価方式の対象金額の一部改正について

本市では、令和2年度より総合評価方式を本格導入し、毎年度段階的に対象金額を引き 下げてまいりました。

この度、入札の公正性・透明性をより一層高めるとともに、さらなるダンピング対策強化を図ることを目的として、令和7年度より総合評価方式の対象を拡充することとし、対象金額を下記のとおり、引き下げます。

1 改正内容

対象金額の引下げ

改正後	現行
設計金額 5,000万円以上	設計金額 7,500万円以上

2 適用開始日

令和7年4月1日以降に入札公告をする案件から実施

【 問い合わせ 】

石巻市総務部管財課契約係

0225-95-1111(内線4085、4084、4083)